



# いずみ湖公園・赤砂崎公園の 利用申込みが始まります



## いずみ湖公園・赤砂崎公園(レジャー施設やグラウンド等の運動施設)

◇受付日時 平成30年4月3日(火) 午前9時～午前10時30分

※受付は先着順とさせていただきます。(電話での受付不可。)

◇受付会場 下諏訪総合文化センター2階 集会室

◇上記以降の利用申込み方法

- 平成30年4月4日(水)から担当課各係(建設水道課 都市整備係・教育こども課 子育て支援係)、住民環境課総合窓口係及びインターネットで申込みことができます。(インターネットでの予約は仮予約となりますので、7日以内に担当課各係または総合窓口係で本予約の手続きをお願いします。)
- 受付時間は土・日・祝日を除き、毎日午前8時30分～午後5時15分までです。(電話での受付不可。)
- ※インターネットでの仮予約は24時間受付可能ですが、予約可能期間は利用する日の7日前までとなります。それ以降の予約はインターネットでは受け付けていませんので直接各係窓口で申込みをお願いします。

### 【いずみ湖公園】

■問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 都市整備係 電話27-1111(内線245)

施設名	利用期間及び時間	使用料	
マレットゴルフ場 (現地管理棟 電話58-8560)	4月15日(日)～11月4日(日) 午前9時～午後5時	個人利用	1日1人 200円
		団体利用 (総員50人以上)	1日1人 100円
テニスコート(全天候型8面) (現地管理棟 電話58-9772)	4月15日(日)～11月4日(日) 土・日・祝日のみ開園 (8月は毎日開園) 午前9時～午後6時	1面(1日)	6,000円
		1面(1時間)	800円
カヌー場(10艇) (現地管理棟 電話58-9772)	4月15日(日)～11月4日(日) 午前5時～午後7時	貸出利用(1人1時間)	200円
		持込利用(1人1時間)	100円
第1グラウンド(多目的)	4月15日(日)～11月4日(日) 午前5時～午後7時	1時間	500円
第2グラウンド(サ ブ)			

■問い合わせ 下諏訪町 教育こども課 子育て支援係 電話27-1111(内線714)

施設名	利用期間	使用料等
研修の家 (40畳2室・30畳3室)	5月1日(火)～ 10月31日(水)	使用料は、利用者の住所・年齢等により細かく区分されています。詳しくは担当係までお問い合わせください。
キャンプ場		無 料 ※許可は必ず受けてください! (寝具・テント等は、利用者をご用意ください。)

○町内に在住または在学する高校生以下の方は、研修の家を利用する場合の使用料はかかりません。

○日帰りの利用時間帯は、午前9時から午後4時までです。

### 【赤砂崎公園】

■問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 都市整備係 電話27-1111(内線245)

施設名	利用期間及び時間	使用料	
防災ヘリポート広場	通年 午前5時～午後7時	営利、営業の目的以外	1時間につき 500円
		営利、営業を目的	1日につき 45,000円
多目的広場		営利、営業の目的以外	1時間につき 500円
		営利、営業を目的	1日につき 30,000円
多目的グラウンド	4月15日(日)～3月31日(日) 午前5時～午後7時	営利、営業の目的以外	1時間につき 500円
		営利、営業を目的	1日につき 55,000円

※各施設の状況や緊急時及び災害等により予約があっても使用できない場合がありますのでご了承ください。

# 小規模工事等受注希望者の登録申請について

町が発注する小規模な工事や修繕等の受注希望者を登録し、見積先の選定資料とすることにより、町内小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とした「小規模工事等受注希望者登録制度」の登録申請を受け付けています。

なお、現在登録されている方は、登録の有効期間が平成31年3月末までですので、改めて申請する必要はありません。

- ◇対象となる工事 1件50万円未満の軽易な工事や修繕等
- ◇登録できる方 次の要件を満たせば、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。
  - 下諏訪町内に主たる事業所または住所を有する方
  - 町税を滞納していない方
  - 入札参加資格者名簿に登録されていない方
  - 希望業種を履行するために必要な資格、免許を有する方
- ◇登録に必要なもの
  - 小規模工事等受注希望者登録申請書  
(町ホームページからダウンロード可、総務課財政係でも配付)
  - 法人にあっては登記事項証明書
  - 資格、免許等が必要な業種を希望する方は、その資格者証や免許証等の写し
  - 町税の納税証明書(すべての税目を完納したものに限り、税務課で交付)
- ◇申請の受付 随時
- ◇登録の有効期間 名簿登載日から平成31年3月31日まで
- ◇注意事項 本制度の登録をもって指名や契約を約束するものではありません。
- 受付・問い合わせ 下諏訪町 総務課 財政係 電話27-1111(内線266)



## 浄化槽の法定検査が変わります!

浄化槽法第11条に基づく定期検査を平成30年4月から一新します。

浄化槽法では、生活環境の保全や公衆衛生の向上のため、浄化槽をお使いの皆様には保守点検、清掃のほか年1回の法定検査(浄化槽法第11条検査)を義務付けています。浄化槽法第11条検査項目に新たに生物化学的酸素要求量(BOD)の検査を加え、より効率的で充実した内容としました。

BODは、水の汚れを示す重要な指標です。BODを検査することにより、皆様が排出する生活排水の汚れや浄化槽の調子(故障等)を知ることができ、修理等早急な対応が可能になります。

BOD検査導入により検査の効率化(検査項目を一部省略し、検査時間を短縮)が図られ、全てのご家庭で年1回の法定検査を実施します。

今後も法定検査の適正な実施にご協力ください。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 生活環境係  
電話27-1111(内線142)

## 「法定相続情報証明制度」をご利用ください

全国の法務局において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。

この制度は、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明するものです。

利用にあたっては、法務局に亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍等を提出していただくこととなります。そして、各種の相続手続き(預金の払い戻しや相続登記等)において、この証明書を戸除籍謄本等の代わりに提出していただければ、複数の手続きを同時に進められ、時間短縮につながるメリットがあります。

ぜひ、この制度をご利用ください。詳しくは、長野地方法務局諏訪支局へお問い合わせください。法務局ホームページにも掲載しています。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

■問い合わせ 長野地方法務局諏訪支局  
電話52-1043

## 障がい者の方の自動車税・自動車取得税の減免制度について

県では、障害者手帳等をお持ちで一定の要件を満たす方の、自動車税・自動車取得税の減免制度を設けています。詳しくは南信県税事務所諏訪事務所までお問い合わせください。

■問い合わせ及び申請先 長野県南信県税事務所諏訪事務所  
〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎3階  
電話57-2905 E-mail zei-suwa@pref.nagano.lg.jp